

学校プールの安全管理指針

～ 排(環)水口による吸い込み事故防止のために ～

平成18年8月

令和2年4月 一部改訂

埼玉県教育委員会

学校プールの安全管理指針
～排(環)水口による吸い込み事故防止のために～

【趣旨】

この指針は、学校のプールの管理について、事故防止を目的に策定している。

各学校においては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（独立行政法人日本スポーツ振興センター編）及び「水泳指導の手引（二訂版）」（平成16年3月文部科学省）等を参考に、次の事項に基づき、施設の維持管理及び事故防止に努めること。

なお、幼稚園における水遊び場等については、本指針を参考とし、構造や使用形態に応じて適切な管理を行うこと。

1 プール開設（使用時期）前に整備しておく事項

(1) プール管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、管理体制を明確にしておくこと。

(2) 事故発生時の対応及び緊急連絡体制の整備

施設設備の異常を発見した時の対処法や、事故発生時の緊急対応の内容及び連絡体制を整備しておくこと。 ※参考・・・別紙1、2

(3) 教職員への研修等

次の項目を含む研修等を行うこと

- ①プールの構造、排(環)水口の位置、水深について
- ②浄化装置等プール設備の配置及び取り扱いについて
- ③安全点検について（点検項目、点検方法、チェックリストの活用、事後処理）
- ④監視体制について（◆高い位置から監視し水底にも注意を払う◆見学者による補助監視者）
- ⑤救助用具の種類と配置及び救助、心肺蘇生等の実施について
- ⑥塩素等薬品の管理と適正な使用について
- ⑦事故発生時の対応について
- ⑧児童生徒への安全指導について
 - ・排(環)水口の位置の周知
 - ・プールの安全な使用
 - ・異常を発見したときの連絡 等
- ⑨施設の施錠について

(4) 施設設備等の点検

①プールの開設に当たっては、事前に点検表により施設設備の点検整備を行うこと。

※参考・・・別紙3

- ア 排(環)水口には、堅固な金網や鉄蓋が正常な位置にネジやボルト等で堅固に固定され、簡単に取り外しできないようにされていること。（蓋の重量のみにおける固定は不可）
- イ 吸い込み防止金具等がボルト・ネジ等で堅固に固定され、簡単に取り外しできないようにされていること。
- ウ 排(環)水口の金網や鉄蓋を固定しているネジやボルト等にゆるみがないか、また、吸い込み防止金具にゆるみがないか必ず触診し、負荷をかけて確認すること。
- エ 排(環)水口及び吸い込み防止金具等、鉄の部分の錆びや腐食の状態を点検し、必要に応じて交換する。
- オ プール囲いのコンクリート塀や金網の柵は、外部からの侵入防止や危険防止のため、点検・補修を徹底すること。

②点検表は3年間保存すること。

2 プール使用期間中における日常点検事項

点検記録は3年間保存すること。 ※参考・・・別紙4

毎回授業の始業時・終業時に、目視だけでなく、触診、打診等により次の通り確認すること。また、児童生徒から異常が知らされた際には、緊急に点検を行うこと。

(1) 施設設備の管理

①排(環)水口

ア 鉄蓋、金網等がネジ・ボルト等で正常な位置にしっかり固定されているか。

イ 鉄蓋、金網等及び固定ネジ・ボルト等に錆びや腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。

※プールの水に含まれている塩素などにより、鉄等の上面が錆びや腐食により変形しやすいので、特に鉄蓋等のネジやボルトの部分については、錆びや腐食の状態を十分確認し、必要に応じて交換するなどの措置を徹底すること。

②付属施設・設備

足腰洗槽、トイレ、シャワー、更衣室、洗眼・うがい台、コースロープ、非常口等に異常がなく、適切に管理されているか。

③日よけ等の設置

日よけ等を設け、見学者等の日射病防止対策が図れているか。

④プール周辺の樹木等の管理

ア 剪定等を適切に実施し、落ち葉や樹液等による水質汚染を防ぐこと。

イ プール水への混入及び児童生徒への健康被害を防ぐため、プール使用期間中の樹木消毒は避けること。

ウ 近隣への農薬剤散布等についても、児童生徒の健康被害防止に十分な配慮を行うこと。

⑤緊急連絡用装置（電話・インターホン等）

水泳事故や不審者の侵入被害が発生した等、緊急時連絡用の電話等は作動するか。

⑥施錠の確認

出入り口、機械室、薬品保管庫等の施錠を確認したか。

(2) プール水の管理

①プール水は、常に消毒を行うこと。

遊離残留塩素は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定し、プール内で均一になるよう管理すること。

②プール水の温度は、23℃以上であることが望ましいが、使用については状況に応じた適切な判断をすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

③プールに瓶、缶、汚物等が投げ込まれた場合は、すぐに除去するとともに、水の交換等必要な処置を行うこと。

④『学校環境衛生の基準（平成30年4月1日一部改正 文部科学省）』の〔水泳プールに係る学校環境衛生規準〕に従い、適切な検査を行い衛生管理に努めること。

【参考】水泳プールに係る学校衛生基準（平成30年4月1日 文部科学省）

* 水質基準について

1 遊離残留塩素濃度 0.4mg/ℓ以上。1.0mg/ℓ以下であることが望ましい

2 PH値 5.8以上～8.6以下

3 大腸菌群 検出されないこと

4 一般細菌 200CFU/mL以下であること

5 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）12mg/ℓ以下であること

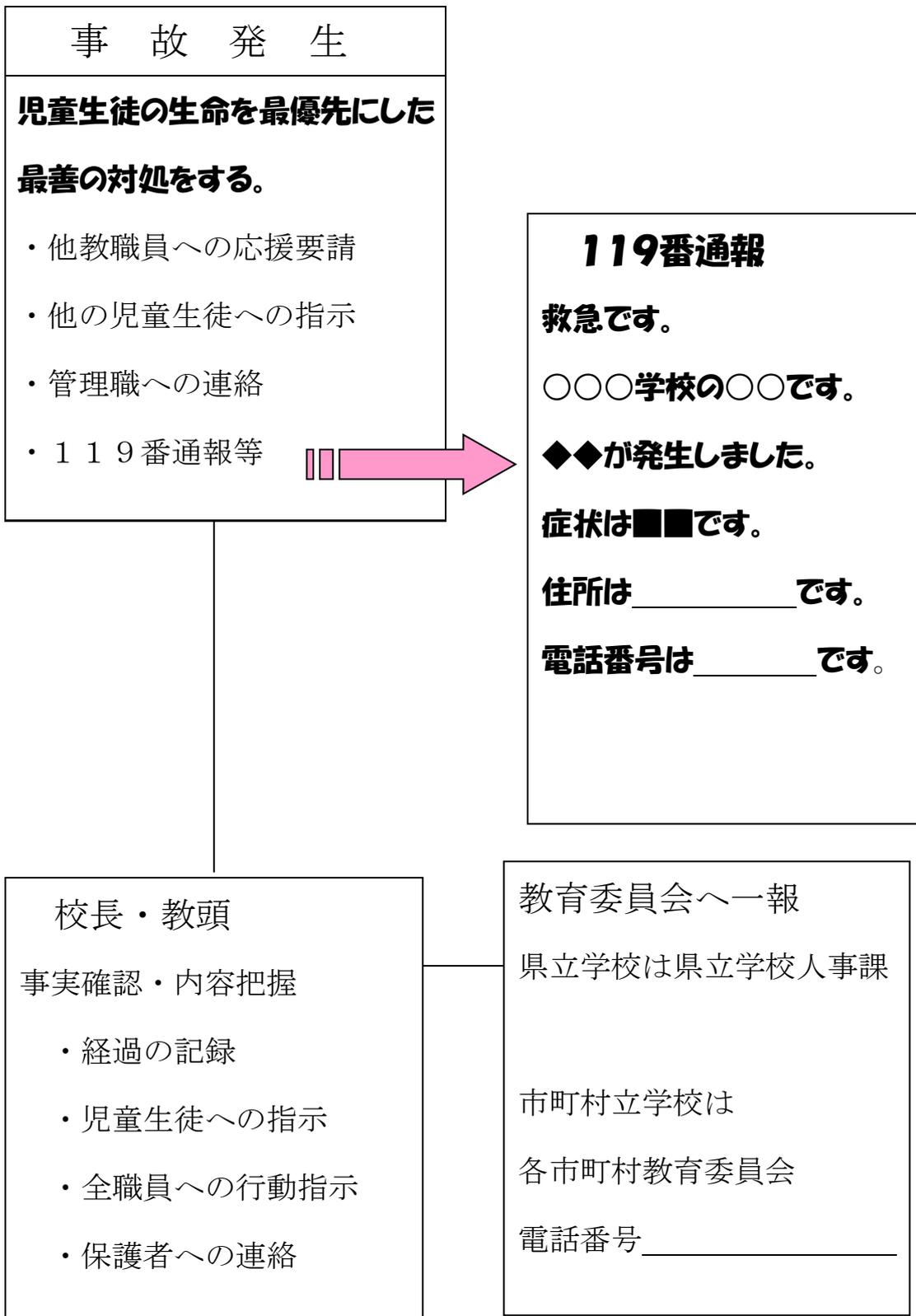
6 濁度 2度以下であること

7 総トリハロメタン 0.2mg/ℓ以下であることが望ましい

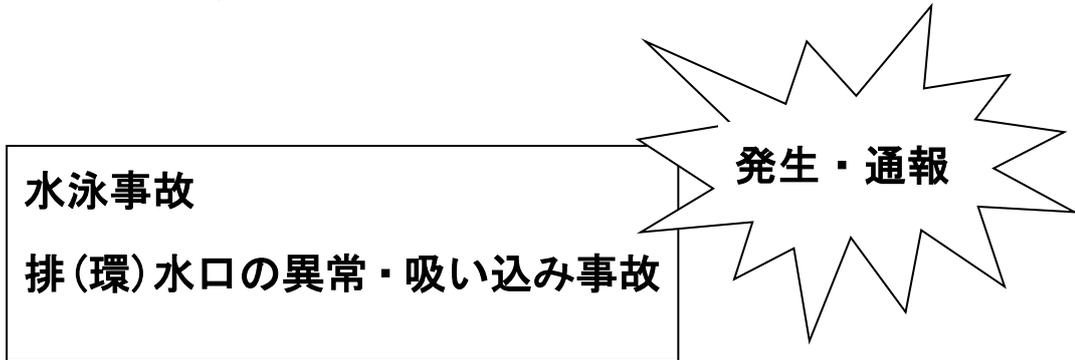
8 循環ろ過装置の処理水 循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。

また、0.1度以下であることが望ましい

緊急時の対応マニュアル（例）



緊急時の初動マニュアル（例）



事故者の生命救助を全てに優先する

- ◆他の教職員への応援要請
- ◆浄化装置等の停止
- ◆119番通報

他の児童生徒の安全確保
二次災害の防止

◆排(環)水口に近づかない
ように指示するとともに
速やかに全員プールから
上がるよう指示すること。

- ◆救急車到着までの応急処置
 - ・外傷等の応急手当
 - ・心肺蘇生
 - ・保温

開設（使用時期）前の点検表（例）

校長氏名

確認印

1	緊急対応マニュアル(連絡先一覧を含む)は整備されているか。	
2	施設設備の構造や配置、緊急時の対応について周知したか。	
3	プールサイドのコンクリート・タイル等の破損は無いか。	
4	周りの柵や扉、鍵等の破損はないか。	
5	排(環)水口には、堅固な金網や鉄蓋等十分な吸い込み防止対策が取られ、排(環)水口の蓋等がボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
6	吸い込み防止金具は、ボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
7	排(環)水口の金網や鉄蓋及び吸い込み防止金具を固定しているボルト・ネジ等に、錆びや腐食・変形・欠落等はないか。	
8	浄化装置・薬品注入装置等が正常に作動するか。	
9	更衣室は安全に整備されているか。	
10	シャワー、洗眼設備等は良好に整備されているか。	
11	足腰洗槽は適切に管理されているか。	
12	トイレは衛生的に管理されているか。	
13	緊急時に使用する用具（救命具）が適切に整備されているか。	
14	緊急時の連絡システム（電話等）が整備されているか。	
15	日常点検のチェックリストは用意してあるか。	
16	プール本体・附属設備等はよく清掃されているか。	
17	児童生徒に危害を及ぼす異物等が放置されていないか。	

【記入にあたって】 は修理依頼表を提出

異常なし○

異常あり

A（自分で修理）

B（校内で修理）

C（修理依頼）

日常の点検チェックリスト（例）

点検日 月 日

【記入にあたって】	
異常なし	○
異常あり	A（自分で修理）
_____は修理	B（ <u>校内で修理</u> ）
依頼表提出	C（ <u>修理依頼</u> ）

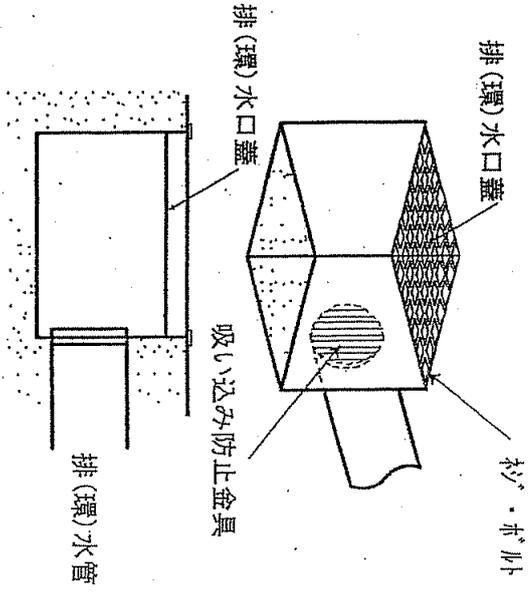
【安全点検の方法】	
目視	目で見て確認
打音	木槌やハンマーで叩いて確認
振動	揺すってみてぐらつき等を確認
負荷	ぶら下がる、押す等負荷を加え確認
作動	スムーズに動くか、作動させて確認
試薬	水質等、薬品を使用して確認

1	周りの柵は破損していないか。	
2	出入口、更衣室に損傷がなく使用时以外は施錠されているか。	
3	コンクリート・タイル等の破損は無いか。	
4	プールサイドに破損はないか。	
5	プール水槽に危険物や異物が混入していないか。	
6	プール内に危険物は放置されていないか。	
7	排(環)水口の蓋がネジ・ボルトでゆるみなく固定され、取り外せないようになっているか。	
8	水質・水量は適切に管理されているか。	
9	薬品の保管場所は施錠されているか。	
10	シャワー・洗眼用蛇口等の設備は破損していないか。	
11	コースロープの破損はないか。	
12	機械室は、必要以外施錠されているか。	
13	浄化装置等は、正常に作動しているか。	
14	非常用連絡電話・インターホン等は正常に作動するか。	

参考図

排水口は、グーラーの一番深いところ 床または壁

底型



側壁型

